

海区漁業調整委員会の委員候補者募集要領

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第139条第1項の規定により、次のとおり島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の委員（以下「海区漁業調整委員会委員」という。）候補者を募集します。

1 募集人数

島根海区漁業調整委員会委員 15名

（うち漁業者委員又は漁業従事者委員11名、学識経験委員2名、中立委員2名）

隠岐海区漁業調整委員会委員 10名

（うち漁業者委員又は漁業従事者委員6名、学識経験委員2名、中立委員2名）

なお、委員区分ごとの要件は次のとおりです。

① 漁業者委員又は漁業従事者委員

海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）

② 学識経験委員

資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者

③ 中立委員

海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

2 任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

3 身分

島根県の特別職の非常勤職員（地方公務員法第3条第3項第1号）

4 主な職務・活動内容

- (1) 漁業調整規則の改正、漁獲上限を設定して行う資源管理の計画や、漁業権の免許、許可漁業の制限措置等について、知事の諮問に対して答申すること
- (2) 水産動植物の採捕に関する制限その他必要な指示をすること

5 報酬

海区漁業調整委員会会長 日額 38,300円（勤務実績に基づき支給）

海区漁業調整委員会委員 日額 31,900円（勤務実績に基づき支給）

6 募集の方法及び資格

(1) 募集方法

法第139条第1項の規定により、次の方法で募集を行います。

- ① 海区漁業調整委員会委員の候補者の推薦（以下「推薦」という。）
- ② 海区漁業調整委員会委員になろうとする者の募集への応募（以下「応募」という。）

(2) 推薦を受ける者及び応募する者の資格

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関する職務を適切に行うことができる者であつて、次のいずれにも該当しない者であり、かつ法令等により海区漁業調整委員会委員と兼職が禁止されている職にない者。

- ① 令和7年4月1日時点の年齢が満18歳未満の者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦及び応募の手続き

推薦又は応募しようとする時は、所定の様式に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、郵送（書留）又は持参により提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1) 推薦又は応募申込書

- ① 個人が推薦する場合（様式第1号、様式第1-1号）
複数の個人が連名で推薦する場合は、当該推薦者の代表者は様式第1号に、その他の推薦者は様式第1-1号に記名してください。
- ② 法人又は団体が推薦する場合（様式第2号）
- ③ 自ら応募する場合（様式第3号）

(2) 添付書類

- ① 推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）又は応募者の住民票（本籍・筆頭者の記載がされているもので、発行後3か月以内のものに限る。）

② 推薦する場合にあっては、委員候補者推薦申込承諾書（様式第4号）

(3) 提出部数

申込書及び添付書類各1部

(4) 受付期間

令和6年8月2日（金）午前8時30分から

令和6年9月6日（金）午後5時15分まで【必着】

(5) 提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県農林水産部水産課

8 海区漁業調整委員会委員の候補者の選考

(1) 候補者の選考方法

海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、提出された書類に基づき、法第138条第1項に規定する漁業に関する識見の有無及び海区漁業調整委員会の所掌に属する事項等、その職務を適切に全うできる能力の該非について審査します。

(2) 面接

評価委員会は、被推薦者又は応募者に対する面接等を必要に応じて実施します。この場合、面接の実施日時等については、別途通知します。

(3) 選考の除外

被推薦者又は応募者が次の要件に該当する場合は、選考対象から除外します。

- ① 申込書等に虚偽又は不正があった場合
- ② 7の(4)の受付期間を経過した後に申込書が提出された場合
- ③ その他不正な行為があった場合

(4) 選考結果の通知

選考結果は、推薦者、被推薦者及び応募者に文書により通知します。
なお、選考に係る質問については回答しませんので、予めご了承ください。

9 情報の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、島根県農林水産部水産課のホームページに次の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）の名称、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格等
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が、法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

10 海区漁業調整委員会委員の任命

法第138条第1項の規定により、海区漁業調整委員会委員の任命についての議案を島根県議会に提出し、当該議会の同意を得て、知事が任命します。

11 その他

(1) 募集要領、申込書の配布場所

島根県農林水産部水産課、島根県東部農林水産振興センター、島根県西部農林水産振興センター、島根県隱岐支庁農林水産局

なお、募集要領等は、島根県農林水産部水産課のホームページからダウンロードすることができます。

(2) 留意事項

- ① 推薦及び応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- ② 受付期間後の申込書の再提出及び訂正等は、原則認めません。
- ③ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出してください。
- ④ 申込書等に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査を行う場合があります。

12 個人情報の取扱い

申込書等及び提出のあった書類に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、当該個人情報は、海区漁業調整委員会の委員の任命のために必要な場合に使用し、それ以外の目的には使用しません。

13 問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部水産課

電話番号：0852-22-5950

ファクシミリ番号：0852-22-5929

メールアドレス：tobiuo@pref.shimane.lg.jp